

野洲市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1 業務名称

野洲市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務目的

本業務は、企業版ふるさと納税を活用した取組を効果的に実施するため、野洲市へ企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込企業」という。）への働きかけを効果的に行い、寄附の獲得を目指す業務である。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

- (1) 寄附見込企業に対して、野洲市への企業版ふるさと納税による寄附の提案およびこれに伴う事前説明を行う業務
- (2) 前号の業務を実施の上、寄附見込企業を野洲市に取り次ぐ業務
- (3) その他野洲市の企業版ふるさと納税による寄附獲得に資する支援業務

5 報告

受託者は業務の進捗に応じて、定期的に野洲市へ業務報告を行うこととし、報告内容、報告頻度等は別途協議の上、定めるものとする。

6 委託金額

成果報酬型とし、本業務を通じて行われた寄附金額に委託料率を乗じた額とする（消費税および地方消費税別）。なお、当該料率は20パーセント以内とし、予算の範囲内とする。

また、同内容の寄附見込企業の提案が複数あった場合は原則、早着順とする。

7 成果品

- (1) 実績報告書（任意様式）
- (2) 寄附見込企業のリスト
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、野洲市が必要と認める書類

8 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。

業務完了後も同様とする。

- (2) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては野洲市との協議を要するものとする。
- (4) 業務の履行にあたり、十分な知識とノウハウを有する者を配置すること。
- (5) 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに野洲市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (6) 成果品の著作権は野洲市に帰属するものとする。
- (7) 委託金の支払い時期については、契約締結時に協議するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、野洲市と別途協議するものとする。